

中国ビジネスでのトラブル事例と 問題解決・予防の具体策

中国企業との合弁・提携、現地法人への資金提供（資本金・借入金）、
税関関係、税務関係、不動産関連、商取引、撤退・買収・組織変更における
トラブル事例**34**選

Mizuno Consultancy Holdings Ltd.
代表取締役社長 水野真澄

＜目次＞

■ 第1部 中国企業との合弁・提携

- 1** メジャー出資をしたのに、日本企業が合弁会社の意思決定ができない。—— [5](#)
 日本企業と中国企業(内資企業)が、中外合資企業を設立する事とした。
 出資比率は、日本企業 70%・中国企業 30%であり、合弁会社の設立手続は、全て中国出資者に委託した。資本金払込みを完了し、会社の運営が開始されても、日本出資者には経営状況の報告が一切なく、重要事項の決議にも関与できなくなってしまった。
- 2** 合弁会社の損失が膨らんだので、撤退したいが合弁パートナーに却下される。 [7](#)
 中国企業と共同で中外合資企業を設立した。
 会社設立後、損失が続き、債務超過寸前である事から撤退を希望しているが、中方出資者の同意が得られない。
- 3** 撤退の際に損失を全額負担しろと言われた。—— [10](#)
 中外合資企業の期前撤退時に関し、中方出資者の同意は得られたが、その折、「経営不振は日方出資者の責任であるため、損失は全額負担し、中方には資本金全額の払い戻しを保証する様」要求された。
- 4** 日本から派遣した駐在員が、現預金管理（銀行取引）に関与できない。—— [11](#)
 中国企業との合弁会社に、マイナー出資で参画した。人員派遣もしたが、署名権を与えてもらえず、現金出納業務に関与できない。
- 5** 合弁パートナーが不正行為をしていないか不安。—— [13](#)
 中外合資企業にマイナー出資で参画する事となったが、駐在員を派遣しないため合弁会社の運営状況がよくわからない。パートナー企業の不正がないか不安に感じる事もあるが、どの様に管理したらよいか。
- 6** 合弁会社に派遣した董事・総経理が正当な理由なく何人も解任されてしまう。 [15](#)
 中外合資企業に、25%のマイナー出資で参画した。副総経理を派遣しているが、派遣した副総経理が何人も、着任間が無い時点で解任されてしまい、結果として、合弁会社に対する牽制が効かない。
- 7** 中国人の名義借りで会社を作ったら乗っ取られた。—— [16](#)
 中国で会社を作る際に中国人個人の名義を借りて内資企業を設立した。設立資金は日本人が中国人に資金を貸し付け、その資金を元に中国人が会社を設立した。よって、登記上は当該中国人の 100%出資会社となっている。当初は順調にオペレーションが行われていたが、事業が軌道に乗った段階で、出資者となっている中国人がいう事を聞かなくなり、結果として、会社を乗っ取られてしまった。
- 8** コンサルティング会社併用形式の名義借り—— [19](#)
 インターネット事業を行うために、名義借りと独資コンサルティング会社の併用形式を採用した。事業が立ち上がり、利益も上がる様になったが、名義借りインターネット会社(内資)から独資コンサルティング会社へのコンサルティング費の支払が滞る様になった。

■ 第2部 現地法人への資金提供（資本金・借入金）

- 9** 人民元高（米ドル・日本円安）の影響で、資本金の目減りが止められない。— [22](#)
 外貨(米ドル・日本円)で資本金を払い込んだ。登録資本金を全額一括で払い込んだが、全額をすぐ使用する訳ではなく、余剰資金は資本金口座に預金してある。人民元高の進行に伴い、毎月為替差損が計上されているので、これを回避する為に、全額人民元に換金したいのだが、銀行から人民元への換金を断られた。
- 10** 資本金額を高額にしすぎ、現地でだぶついた現預金があるが回収ができない。 [25](#)
 資本金を高額にしすぎてしまい、現地法人に有効活用できない余剰資金がある。
 これを回収したいが、どうすればよいか。

- 11** 資本金額が小さすぎて、すぐ資金ショートしてしまった。—————[28](#)
 外商投資企業を設立する際に、余剰資金の発生を避けるため、最低限の資本金額を設定したところ、設立数か月で資金ショートし、増資が必要になってしまった。
- 12** 払い込んだ資金が資本金と認められない。—————[31](#)
 中国で独資企業を設立する事とした。外商投資企業の登記が終わり、銀行口座が開設できたので、日本から託送してきた現金を入金したが、資本金として認められなかった。
- 13** 現地法人の資金がショートしたので、資金調達が必要になった。—————[34](#)
 中国に外商投資企業を開業し事業を開始したが、想定より資金を要し、資本金だけでは運営資金を賅う事ができなくなった。借入を検討する必要があるが、どのような方法が有り、また、資金調達に際して制限はあるか。

■ 第3部 税関関係

- 14** 加工貿易で無届の下請け工場起用を理由に罰則対象となった。—————[37](#)
 中国で加工貿易を行っているが、自社工場スペースが不足し、一部工程を他企業に委託する事にした。この取引を一定期間継続した段階で、税関の調査により保税品有高の不足を指摘され、罰則の対象となった。
- 15** 保税・免税措置を受けた設備が紛失した。—————[39](#)
 中国内で加工貿易を行っている外商投資企業が、日本の親会社(加工貿易委託者)より無償提供設備の提供を受けているが、設備の実査を行ったところ、不照合が生じている。税関手続をせずに国内売却したようであるが、本来、どのような手続をすればよかったのか。
- 16** 税関ランクが格下げになった。—————[41](#)
 税関の保税品管理検査を受け、C類降格となってしまった。税関ランクはどのような場合に降格されるのか。
- 17** 通関価額を修正され、輸入段階課税を追徴された。—————[43](#)
 中国で貨物を輸入したが、税関より過少申告の指摘を受けた。輸入通関に際しては、どのような点に注意すればよいか。

■ 第4部 税務関係

- 18** 税務調査のポイントはなにか。—————[45](#)
 税務調査が行われ、追徴課税が行われた。税務調査の頻度はどの程度か。また、指摘を受けやすいポイントはどの点か。
- 19** 税務局との確執による、発票システムのロック—————[47](#)
 同一市内・区外に会社を移転する事を決定し、税務局での手続を行う前に、元のオフィスの賃貸契約を解除してしまった。これが税務局の知られるところとなり、増値税システムがロックされ、営業活動ができなくなってしまった。
- 20** 常駐代表処に対する課税の特殊性による追徴—————[48](#)
 日本法人の駐在員事務所(常駐代表処)が上海にある。取引先(上海でビジネスを行っている日本企業)から頼まれ、当該常駐代表処が、毎月一定額の人民元の立替払いを行っており、この立て替え額は、日本で回収していた。この取引が税務局に知られ、当該立て替え額に関して、税金を追徴された。

■ 第5部 不動産関連

- 21** 土地所有権が売却できない。—————50
1990年より中国で外資生産型企業を運営しているが、採算が苦しくなってきた事より、撤退を決定した。土地所有権・不動産を売却しようとしたが、この土地は売却できないと言われ困っている。
- 22** 突然の立ち退きを求められ、適切な補償が受けられない。—————51
東莞で来料加工を行っていたが、土地計画の変更があるという事で、突然、立ち退きを要求され、新しい土地の割り当てや補償も受けられなかった。

■ 第6部 商取引

- 23** 売掛金が回収できない。—————52
中国国内販売をしたが、売掛金が回収できない。販売時には、どの様なリスク回避策があるか。
- 24** 商品を輸出しても増値税還付が受けられない。—————54
中国国内で購入した貨物を輸出したが、増値税の輸出還付が受けられないと言われた。何故、この様な事が起きるのか。
- 25** 外貨ランクが格下げになった。—————59
貿易取引を行う外商投資企業が外貨管理局からの立入検査を受け、外貨操作の不適切性を指摘され、Bランクに降格された。
- 26** 日本から中国への輸出に関するクレーム金対応—————62
中国で製造した製品を日本に輸出したが、品質クレームが発生した。クレーム金の支払は可能か。

■ 第7部 撤退・買収・組織変更

- 27** 撤退（会社清算）で難しいのはどの点か。—————65
事業撤退は難しいと聞かすが、中国での外商投資企業解散に際して、難しいのはどの様な点か。
- 28** 資産性が無い資産勘定が多く、予期せぬ損失が発生した。—————67
外商投資企業清算に際して責任者に任命された。作業の過程で、知らされていない損失が多々発生し、事前の見通し以上の損失が発生してしまった。
- 29** 撤退に際しての従業員関係トラブルと回避方法。—————68
経営期限満了前に撤退するため、従業員に解雇を告知したら、従業員とのトラブルが発生し、工場内に監禁される等の事態が生じた。
- 30** 清算対象の会社が、債務弁済資金に不足した。—————70
外商投資企業清算過程で不測の損失が生じ、債務弁済資金が不足してしまった。
- 31** 組織変更時の問題。—————71
駐在員事務所（常駐代表処）から外商投資企業（外資販売会社）に組織変更する際、同じ部屋では手続きができず、もう一部屋借りないといけなかったと言われた。
- 32** 組織変更時の経済補償金支払い要求。—————72

駐在員事務所(常駐代表処)から外商投資企業(外資販売会社)に組織変更する際、従業員たちから経済補償金の支払いを要求された。

33

企業買収前に経費の代理払い要求。—————74

中国法人(内資企業)の買収に関して合意した。契約を締結し、一部代金を支払った段階(出資持分変更手続未了)で、内資企業の運営に関与する様になった。その段階で、「該当企業の運営経費が不足し、従業員給与・家賃が払えず、このままでは会社の存続が不可となるため、資金投入して欲しい」との要求があり、これを実行した。その後、持分手続が暗礁に乗り上げ、立替資金も回収不能となった。

34

中国企業に現地法人を売却したのに、持分譲渡代金が回収できない。—————76

中国事業から撤退する事とした。当該企業(外商投資企業)の購入希望者(中国内企業)が現れたので、会社の解散ではなく持分譲渡形式でのエグジットを行う事とした。出資者変更手続は終了したが、持分譲渡代金の送金ができないと言われた。

第 1 部 中国企業との合弁・提携

問題 1

メジャー出資をしたのに、日本企業が合弁会社の意思決定ができない。

<経緯>

日本企業と中国企業（内資企業）が、中外合資企業を設立する事とした。

出資比率は、日本企業 70%・中国企業 30%であり、合弁会社の設立手続は、全て中国出資者に委託した。

資本金払込みを完了し、会社の運営が開始されても、日本出資者には経営状況の報告が一切なく、重要事項の決議にも関与できなくなってしまった。

<原因>

中外合資企業の最高意思決定機関は董事会である。

このケースでは、中国企業に会社設立業務の一切を丸投げした事により、董事会構成員が全て中方出資者から派遣され、日本出資者が合弁会社の意思決定に関与できなくなってしまったものである。

中外合資企業法実施条例第 31 条には、董事の人数配分は、出資比率を元にして出資者が協議の上決定する事が規定されているため、上記の出資比率であれば、会社設立時に過半数の董事の派遣を主張すべきであった。

<参考>

1. 外商投資企業の最高意思決定機関とは

会社法第 37 条では、株主会（股东会）が、有限会社の最高意思決定機関であると定められている。一方、中外合資企業法実施条例第 30 条、中外合作企業法実際細則第 24 条では、董事会が最高意思決定機関である事が定められている。

この齟齬は、「外商投資会社の審査許可登記管理を適用する法律若干問題に関する執行意見（工商外企字[2006]81 号）」により、以下の様に調整されている。

- ・ 中外合資企業の最高意思決定機関 董事会（株主会は設置しない）
- ・ 中外合作企業の最高意思決定機関 董事会（株主会は設置しない）

尚、独資企業に付いては、会社法に基づき、単独出資の場合（出資者が1社の場合）は株主が、共同出資の場合は株主会が最高意思決定機関となる。

尚、董事会と株主会の決議方式の違いは、董事会が多数決により決議が行われるのに対して、株主会は、出資比率に基づいて決議が行われる事である。

2. 董事会決議事項

董事会は、会社の重要事項を決議する。

中外合資企業法実施条例第33条では、定款の改定、合弁期限満了前の解散、増減資、合併・分割に付いては、董事会の満場一致の決議がないと実施できない事が規定されている。

それ以外の内容に付いては、定款に過半数決議、三分の二以上の決議など、項目に応じて定める事ができる。

3. 執行董事

董事の人数は3名以上と規定されている（中外合資企業法実施条例第31条）が、出資者の合意が有れば、董事会を設置せず、1名の執行董事に権限を集中させる事もできる（会社法第51条）。